

私 第 2570 号  
平成24年12月25日

各大阪府知事所轄宗教法人代表役員 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

非訟事件手続法の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成23年5月25日、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）が公布され、また、同日公布された非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）によって、別紙1のとおり、宗教法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、平成25年1月1日に施行されますのでお知らせします。

今回の改正は、非訟事件手続法の制定に伴う技術的及び形式的なものであり、（改正の概要は別紙2を参照）、宗教法人事務については、従来の取扱いと異なる点はありません。

大阪府私学・大学課 宗教・専各振興グループ TEL：06-6210-9271 FAX：06-6210-9276
--